



筑後川遠望 高島 野十郎

出典：青木繁・坂本繁二郎生誕 120 周年記念 筑後洋画の系譜（石橋美術館）

第7章 屋外広告物の景観形成方針

屋外広告物の景観形成の基本的な考え方を示します。

第7章 屋外広告物の景観形成方針

(景観法第8条第2項第4号イ関連)

1. 基本的な考え方

屋外広告物は、様々な情報を提供し、経済活動を活発化させ、まちに活気をもたらしますが、経済活動のみを優先し、無秩序に掲出すると、景観を阻害する要因となってしまいます。

今後、経済活動と調和した、良好な景観形成を進めていくために、屋外広告物の掲出にあたっては、優れた自然・田園景観や住環境の保全、商業地の賑わいの演出など、周辺環境に調和した屋外広告物の誘導を推進します。

【基本的な考え方】

- ①連続する良好な景観を保全・創出するため、筑後川、幹線道路、鉄道沿いの屋外広告物の規制・誘導を行います。
- ②市の玄関口である中心市街地において、品格ある景観を創出するために、屋外広告物の規制・誘導を行います。

2. 景観形成方針

屋外広告物を掲出する場所の景観特性を踏まえ、周囲との調和やまちの魅力を向上させるような屋外広告物の掲出を誘導するために、景観形成方針を定めます。

【景観形成方針】

- ①自然地（耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域）では、屋外広告物の掲出数を出来るだけ減らすように配慮すること。掲出する場合は、自然地との調和するよう大きさや色彩等に配慮すること。
- ②周辺市街地では、落ち着きある緑豊かな生活環境の形成を図るため、屋外広告物の大きさ、色彩等に配慮すること。特に、市街地の筑後川堤防沿いについては、景観への影響の大きい大型の広告物について、大きさ、色彩等の配慮をすること
- ③中心市街地では、賑わいと品格を演出するために、大きさ、色彩等の配慮をすること。特に歩行空間に配慮した屋外広告物の設置に配慮すること。